

## 大口町審議会等傍聴要領

### (目的)

第1条 この要領は、大口町会議の公開に関する指針（平成30年大口町訓令第1号）の規定に基づき、公開する審議会等の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「審議会等」とは、専門知識の導入、町政に対する住民意見の反映等を目的として、住民、学識経験者等を構成員として町長その他の執行機関に設置された審議会、委員会、協議会等をいう。

### (傍聴の手続き等)

第3条 他に規定がある場合を除き、審議会等の傍聴の手続等については、この要領の規定によるものとする。

2 審議会等の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の受付は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議を開催する場所にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、傍聴者受付簿（様式第1）に自己の氏名を記入しなければならない。

4 傍聴者は、会議の開催予定時刻までに会議を開催する場所に入室しなければならない。

### (傍聴者の定員)

第4条 傍聴者の定員は、5人とする。

2 審議会等は、傍聴者が定員を超えるときは、会議を開催する場所その他の事情が許す範囲内において、定員を増員することができる。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他、会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者が前項各号に違反したときは、審議会等の長は、その行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退室させることができる。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、前条の規定に違反し、審議会等の長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他必要事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し、必要な事項は、審議会等が定める。

附 則 (平成30年3月1日 大口町告示第5号)

この要領は、告示の日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

傍聴人受付簿

年 月 日		時 分開催	場所 :
番号	氏名		特記事項
1			
2			
3			
4			
5			